

春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱

- 29 公東観地事第 531 号
平成 29 年 11 月 2 日
- 30 公東観地事第 755 号
平成 30 年 11 月 12 日
- 31 公東観地事第 778 号
令和元年 11 月 12 日
- 2 公東観地事第 600 号
令和 2 年 11 月 18 日
- 3 公東観地事第 598 号
令和 3 年 11 月 11 日
- 4 公東観地事第 1204 号
令和 4 年 12 月 6 日
- 5 公東観地事第 1229 号
令和 5 年 10 月 16 日
- 6 公東観地事第 955 号
令和 6 年 9 月 26 日
- 7 公東観地事第 1234 号
令和 7 年 8 月 15 日

(通 則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による春のライトアップモデル事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この助成金は、地域が主体となり、公園等において取り組む春の桜を活用したライトアップモデル事業に対し、必要な助成金を交付することにより、訪都旅行者を魅了する都市景観を創出し、国内外からの旅行者誘致の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公園」とは、都内にある公園で、観光振興に向けたライトアップが可能な場所をいう。
- (2) 「ライトアップモデル事業」とは、春に公園等において桜のライトアップを行うことにより、都市景観の向上と賑わい創出につながる事業であり、別表 1 に掲げるものをいう。

- (3) 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、ライトアップモデル事業を行う観光協会、商店街等及びその他法人をいう。
- (4) 前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。
- (5) 「観光協会」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう。
- (6) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街
 - イ 商店街の連合会
 - ウ 商工会等
- (7) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- (8) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会
 - ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会
- (9) 「商工会等」とは、小規模企業者に対する経営改善普及事業を行う主体としてではなく、商店街振興事業を行う主体となる場合の商工会、商工会連合会及び商工会議所をいう。
- (10) 「その他法人」とは、ライトアップによるまちづくりを行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、ライトアップモデル事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。ただし、他の補助金（区市町村から使途を指定されていない補助金は除く。）

をその一部財源とする事業を除く。

2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施した事業とする。

(助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、別表3に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書及び別記第1号様式の2（第6条関係）による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書等に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の審査を行うため必要な事項を別に定める。

3 理事長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

- 3 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。
 - (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 5 前項の規定による助成金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消に係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、ライトアップモデル事業を助成対象期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第4号様式による変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。

- (1) 助成事業に要する経費の配分について20パーセントの額を超えて変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第4号様式の2により、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止しようとする場合又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第5号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、別記第6号様式により助成事業者に通知するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、第17条に基づき、実績報告書を報告することとする。

(日常生活に支障をきたす事態の発生による助成事業の中止又は廃止)

第13条 理事長は、感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、必要があると認めるときは、助成事業の中止又は廃止を命じることができる。この場合において、理事長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

2 理事長は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止を命じるときは、理由を付して書面により通知するものとする。

3 助成事業者は、第1項の規定により助成事業の廃止を命じられた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(遂行状況等)

第14条 理事長は、より良いライトアップモデル事業の実施のため、助成決定後、照明デザイナー等の専門家を派遣し、助成事業者へ指導を行うものとする。

2 理事長は、ライトアップモデル事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、ライトアップモデル事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第15条 理事長は、ライトアップモデル事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

2 助成事業者は、前項の要求があった場合には、速やかに理事長に状況報告をしなければならない。

(遂行命令等)

第16条 理事長は、第14条の規定による調査及び前条の規定による報告により、ライトアップモデル事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従ってライトアップモデル事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対してライトアップモデル事業の一時中止を命じることができる。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、ライトアップモデル事業が完了した日から起算して30日以内に必要な書類を添えて、速やかに別記第7号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第12条第2項の規定により廃止の承認を受けたとき、又は第13条第1項の規定により助成事業の廃止を命じられたときは前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

- 第 18 条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係るライトアップモデル事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第 8 号様式により助成事業者へ通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、第 5 条の規定により算出する額（千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。
 - 3 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(是正のための措置)

- 第 19 条 前条第 1 項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命じることができる。
- 2 第 17 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支払)

- 第 20 条 理事長は、第 18 条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとし、助成事業者は、別記第 9 号様式の 1 による助成金確定払請求書を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、助成事業者が概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式の 2 による助成金概算払請求書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 助成事業者は、助成金の概算払を受けたときは、第 18 条の規定による助成金の額の確定通知書を受領後、別記第 10 号様式による助成金精算書を理事長に提出し、速やかに助成金を精算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第 21 条 助成事業者は、ライトアップモデル事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第 11 号様式により報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 22 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用員その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

（助成金の返還）

第 23 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、ライトアップモデル事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 理事長は、第 18 条の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（助成金の経理等）

第 24 条 助成事業者は、ライトアップモデル事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類をライトアップモデル事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。当該証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類は助成事業者から事業委託を受けた受託事業者が支出、実施したものも含む。

2 助成事業者は、ライトアップモデル事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は、ライトアップモデル事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

（取得財産等の管理及び処分）

第 25 条 助成事業者は、ライトアップモデル事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、ライトアップモデル事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

らない。

- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上（税抜き）のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第12号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

（検査及び事業効果の報告）

第26条 助成事業者は、ライトアップモデル事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財団職員をして、ライトアップモデル事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又はライトアップモデル事業の事業効果について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（違約金及び延滞金の納付）

- 第27条 第22条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、第23条第1項の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
 - 3 前第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第28条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第29条 第27条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助

成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 30 条 非常災害等による被害を受け、ライトアップモデル事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第 31 条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 14 日から施行する。